

国立大学法人京都教育大学懲戒処分の公表基準

令和 3年 3月30日 制 定

1. 趣旨

教職員の懲戒処分の事案について公表することにより，服務規律の遵守を促し，もって不祥事の再発防止に資するとともに，運営の透明性を確保して社会の信頼に応えることを目的とする。

2. 公表の対象

次のいずれかに該当する懲戒処分等は，公表するものとする。なお，教職員が退職し又は解雇された後に，在職中の行為によって懲戒相当と判断されたときも同様に取り扱うものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない私的行為に係る懲戒処分のうち，解雇又は出勤停止である懲戒処分

3. 公表の内容

次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 被処分者の属性（所属，職名等）の情報で個人が識別されず，被害者が特定されるおそれのないもの
- (2) 処分の量定
- (3) 処分年月日
- (4) 事案の概要又は処分理由

4. 公表の制限

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を著しく侵害するおそれがある場合は，公表内容の一部又は全部を公表しないことができるものとする。

5. 公表の時期

懲戒処分等を行った後，速やかに公表するものとする。

6. 公表の方法

記者クラブへの資料の提供及び本学ウェブサイトへの掲載により行う。ただし，当該事案の社会的影響，被処分者の職責等を勘案して重大と認めるときは，担当理事，副学長その他の関係役職者による記者会見を行うものとする。

附 則（令和2年規程第36号）

この基準は，令和3年4月1日から施行する。